

平成30年第4回奥州市議会定例会付議事件

(平成30年11月30日)

- 議案第1号 奥州市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について
- 議案第2号 奥州市立幼稚園条例の一部改正について
- 議案第3号 市道秋葉町前田線整備事業に伴う東北本線水沢駅・金ヶ崎駅間四丑街道踏切拡幅工事の変更協定の締結に関し議決を求めることについて
- 議案第4号 奥州市水沢南地区センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第5号 奥州市姉体地区センター等の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第6号 奥州市羽田地区センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第7号 奥州市田原地区センター及び江刺農業者健康増進センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第8号 奥州市伊手地区センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第9号 奥州市玉里地区センター及び江刺農業者トレーニングセンターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第10号 奥州市広瀬地区センター及び江刺農業構造改善センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第11号 奥州市稲瀬地区センター及び稲瀬体育センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第12号 奥州市前沢地区センター等の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第13号 奥州市白山地区センター及び農村集落多目的共同利用施設白山中央会館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第14号 奥州市生母地区センター等の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第15号 奥州市小山地区センター及び渡辺記念館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第16号 奥州市若柳地区センター及び供養塚体育館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第17号 奥州市胆沢愛宕地区センター及び胆沢愛宕農業者トレーニングセンターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

- 議案第18号 奥州市衣川地区センター及び奥州市衣川山村開発センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第19号 奥州市衣里地区センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第20号 前沢グリーンアリーナ及び前沢スポーツセンターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第21号 胆沢総合体育館等の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第22号 大鐘公園市民プールの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第23号 胆沢プールの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第24号 奥州市道の駅交流館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第25号 奥州市種山高原野外交流施設等の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第26号 奥州市越路スキー場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第27号 えさし藤原の郷等の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第28号 奥州市温泉保養施設ひめかゆ等の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第29号 奥州湖交流館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第30号 奥州市伝統産業会館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第31号 江刺産業技術交流センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第32号 水沢勤労者体育館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第33号 衣川歴史ふれあい館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第34号 原子力発電所事故に起因する損害賠償請求事件の和解に関し議決を求めることについて
- 議案第35号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 議案第36号 平成30年度奥州市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第37号 平成30年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

- 議案第38号 平成30年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第39号 平成30年度奥州市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第40号 平成30年度奥州市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第41号 平成30年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第42号 平成30年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第1号）
- 議案第43号 平成30年度奥州市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第44号 平成30年度奥州市病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第45号 平成30年度奥州市国民宿舎等事業会計補正予算（第3号）
- 報告第1号 自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について
- 報告第2号 自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

議案第1号

奥州市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例
の一部改正について

奥州市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を
別紙のとおり改正するものとする。

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

公職選挙法の一部改正に伴い、市議会議員の選挙において選挙運動用ビラを無料で作成し、及び頒布することができることとされたことから、本市の市議会議員の選挙について適用対象とするため、所要の改正をしようとするものである。

奥州市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

奥州市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成18年奥州市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条中「（市長の選挙の場合に限る。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される市議会議員の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された市議会議員の選挙については、なお従前の例による。

議案第2号

奥州市立幼稚園条例の一部改正について

奥州市立幼稚園条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

園児数が著しく少数となっている奥州市立上姉体幼稚園を廃止するため、所要の改正をしようとするものである。

奥州市立幼稚園条例の一部を改正する条例
奥州市立幼稚園条例（平成18年奥州市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第2条の表奥州市立上姉体幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、平成33年4月1日から施行する。

議案第3号

市道秋葉町前田線整備事業に伴う東北本線水沢駅・金ヶ崎駅間四丑街道踏切拡幅工事の変更協定の締結に関し議決を求めることについて

平成30年2月2日に変更協定の締結に係る議会の議決を経た市道秋葉町前田線整備事業に伴う東北本線水沢駅・金ヶ崎駅間四丑街道踏切拡幅工事の協定の締結に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

1 工事名

市道秋葉町前田線整備事業に伴う東北本線水沢駅・金ヶ崎駅間四丑街道踏切拡幅工事

2 協定の相手方

住所 岩手県盛岡市盛岡駅前通1番41号

氏名 東日本旅客鉄道株式会社

執行役員 盛岡支社長 石田 亨

3 変更の内容

項目	変更前	変更後
協定金額	222,760,864円	210,173,524円

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

市道秋葉町前田線整備事業に伴う東北本線水沢駅・金ヶ崎駅間四丑街道踏切拡幅工事の変更協定を締結しようとするものである。

議案第4号

奥州市水沢南地区センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

奥州市水沢南地区センターの指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
奥州市水沢南地区センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市水沢大鐘町二丁目12番地
団 体 名 奥州市水沢南自治振興会
代表者名 会長 山本 忠
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市水沢南地区センターの指定管理者を指定しようとするものである。

議案第5号

奥州市姉体地区センター等の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

奥州市姉体地区センター等の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
 - (1) 奥州市姉体地区センター（奥州市地区センター条例（平成24年奥州市条例第9号）に規定する公の施設）
 - (2) 奥州市姉体地区センター（奥州市姉体地区センター条例（平成18年奥州市条例第23号）に規定する公の施設）
 - (3) 姉体地区農村広場
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市水沢姉体町字宿8番地3
団 体 名 姉体町振興会
代表者名 会長 及川 時男
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市姉体地区センター等の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第6号

奥州市羽田地区センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

奥州市羽田地区センターの指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
奥州市羽田地区センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市水沢羽田町久保9番地
団 体 名 羽田地区振興会
代表者名 会長 菊池 誠
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市羽田地区センターの指定管理者を指定しようとするものである。

議案第7号

奥州市田原地区センター及び江刺農業者健康増進センターの指定管理者の
指定に関し議決を求めることについて

奥州市田原地区センター及び江刺農業者健康増進センターの指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
 - (1) 奥州市田原地区センター
 - (2) 江刺農業者健康増進センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市江刺田原字深沢166番地1
団 体 名 田原振興会
代表者名 会長 新田 久治
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市田原地区センター及び江刺農業者健康増進センターの指定管理者を指定しようとするものである。

議案第8号

奥州市伊手地区センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

奥州市伊手地区センターの指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
奥州市伊手地区センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市江刺伊手字西風54番地
団 体 名 伊手振興会
代表者名 会長 山内 賢一
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市伊手地区センターの指定管理者を指定しようとするものである。

議案第9号

奥州市玉里地区センター及び江刺農業者トレーニングセンターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

奥州市玉里地区センター及び江刺農業者トレーニングセンターの指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
 - (1) 奥州市玉里地区センター
 - (2) 江刺農業者トレーニングセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市江刺玉里字青篠199番地3
団 体 名 玉里振興会
代表者名 会長 千葉 祐
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市玉里地区センター及び江刺農業者トレーニングセンターの指定管理者を指定しようとするものである。

議案第10号

奥州市広瀬地区センター及び江刺農業構造改善センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

奥州市広瀬地区センター及び江刺農業構造改善センターの指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
 - (1) 奥州市広瀬地区センター
 - (2) 江刺農業構造改善センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市江刺広瀬字柿ノ木443番地 4
団 体 名 広瀬振興会
代表者名 会長 菅野 範正
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市広瀬地区センター及び江刺農業構造改善センターの指定管理者を指定しようとするものである。

議案第11号

奥州市稲瀬地区センター及び稲瀬体育センターの指定管理者の指定に関し
議決を求めることについて

奥州市稲瀬地区センター及び稲瀬体育センターの指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
 - (1) 奥州市稲瀬地区センター
 - (2) 稲瀬体育センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市江刺稲瀬字谷地16番地1
団 体 名 稲瀬振興会
代表者名 会長 小澤 雅行
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市稲瀬地区センター及び稲瀬体育センターの指定管理者を指定しようとするものである。

議案第12号

奥州市前沢地区センター等の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

奥州市前沢地区センター等の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

- (1) 奥州市前沢地区センター
- (2) 奥州市前沢地区センター白鳥分館
- (3) 奥州市前沢地区センター上野原分館
- (4) 奥州市前沢地区センター目呂木分館
- (5) 白鳥地区集落センター
- (6) 目呂木勤労者体育館

2 指定管理者となる団体の名称

住 所 岩手県奥州市前沢字七日町裏131番地1

団 体 名 前沢地区連合振興会

代表者名 会長 渡邊 光朗

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市前沢地区センター等の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第13号

奥州市白山地区センター及び農村集落多目的共同利用施設白山中央会館の
指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

奥州市白山地区センター及び農村集落多目的共同利用施設白山中央会館の指定管
理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第
6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
 - (1) 奥州市白山地区センター
 - (2) 農村集落多目的共同利用施設白山中央会館
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市前沢白山字古宿37番地 3
団 体 名 白山地区振興会
代表者名 会長 鈴木 秀悦
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市白山地区センター及び農村集落多目的共同利用施設白山中央会館の指定管
理者を指定しようとするものである。

議案第14号

奥州市生母地区センター等の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

奥州市生母地区センター等の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

- (1) 奥州市生母地区センター
- (2) 奥州市生母地区センター母体分館
- (3) 奥州市生母地区センター赤生津分館
- (4) 生母ふるさとセンター
- (5) 赤生津地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体の名称

住 所 岩手県奥州市前沢生母字羽場69番地 1
団 体 名 生母地区振興会
代表者名 会長 千田 敏彦

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市生母地区センター等の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第15号

奥州市小山地区センター及び渡辺記念館の指定管理者の指定に関し議決を
求めることについて

奥州市小山地区センター及び渡辺記念館の指定管理者を次のとおり指定するため、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を
求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
 - (1) 奥州市小山地区センター
 - (2) 渡辺記念館
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市胆沢小山字道場40番地 1
団 体 名 小山地区振興会
代表者名 会長 小野寺 功
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市小山地区センター及び渡辺記念館の指定管理者を指定しようとするもので
ある。

議案第16号

奥州市若柳地区センター及び供養塚体育館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

奥州市若柳地区センター及び供養塚体育館の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
 - (1) 奥州市若柳地区センター
 - (2) 供養塚体育館
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市胆沢若柳字相馬檀144番地
団 体 名 若柳地区振興会
代表者名 会長 亀井 欽一
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市若柳地区センター及び供養塚体育館の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第17号

奥州市胆沢愛宕地区センター及び胆沢愛宕農業者トレーニングセンターの
指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

奥州市胆沢愛宕地区センター及び胆沢愛宕農業者トレーニングセンターの指定管
理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第
6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
 - (1) 奥州市胆沢愛宕地区センター
 - (2) 胆沢愛宕農業者トレーニングセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市胆沢若柳字愛宕155番地
団 体 名 愛宕地域振興会
代表者名 会長 安倍 一夫
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市胆沢愛宕地区センター及び胆沢愛宕農業者トレーニングセンターの指定管
理者を指定しようとするものである。

議案第18号

奥州市衣川地区センター及び奥州市衣川山村開発センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

奥州市衣川地区センター及び奥州市衣川山村開発センターの指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
 - (1) 奥州市衣川地区センター
 - (2) 奥州市衣川山村開発センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市衣川古戸15番地10
団 体 名 衣川地区振興会
代表者名 会長 佐藤 利男
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市衣川地区センター及び奥州市衣川山村開発センターの指定管理者を指定しようとするものである。

議案第19号

奥州市衣里地区センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

奥州市衣里地区センターの指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
奥州市衣里地区センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市衣川富田44番地 1
団 体 名 衣里地区振興会
代表者名 会長 三浦 賢一
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市衣里地区センターの指定管理者を指定しようとするものである。

議案第20号

前沢グリーンアリーナ及び前沢スポーツセンターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

前沢グリーンアリーナ及び前沢スポーツセンターの指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
 - (1) 前沢グリーンアリーナ
 - (2) 前沢スポーツセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市前沢字阿部館27番地 1
団 体 名 特定非営利活動法人前沢いきいきスポーツクラブ
代表者名 理事長 野村 金治郎
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

前沢グリーンアリーナ及び前沢スポーツセンターの指定管理者を指定しようとするものである。

議案第21号

胆沢総合体育館等の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

胆沢総合体育館等の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
 - (1) 胆沢総合体育館
 - (2) 胆沢野球場
 - (3) 胆沢陸上競技場
 - (4) 胆沢農村広場
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市水沢秋葉町24番地3
団 体 名 一般社団法人奥州市体育協会
代表者名 会長 長野 耕定
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

胆沢総合体育館等の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第22号

大鐘公園市民プールの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

大鐘公園市民プールの指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
大鐘公園市民プール
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市水沢秋葉町24番地3
団 体 名 一般社団法人奥州市体育協会
代表者名 会長 長野 耕定
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

大鐘公園市民プールの指定管理者を指定しようとするものである。

議案第23号

胆沢プールの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

胆沢プールの指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
胆沢プール
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市水沢秋葉町24番地3
団 体 名 一般社団法人奥州市体育協会
代表者名 会長 長野 耕定
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

胆沢プールの指定管理者を指定しようとするものである。

議案第24号

奥州市道の駅交流館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

奥州市道の駅交流館の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
奥州市道の駅交流館
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 東京都北区王子三丁目19番7号
団 体 名 株式会社サンアメニティ
代表者名 代表取締役 吉 澤 幸 夫
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市道の駅交流館の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第25号

奥州市種山高原野外交流施設等の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

奥州市種山高原野外交流施設等の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

- (1) 奥州市種山高原野外交流施設
- (2) 奥州市江刺農林漁業体験実習施設
- (3) 奥州市種山高原キャンプ場

2 指定管理者となる団体の名称

住 所 岩手県奥州市江刺岩谷堂字小名丸86番地1

団 体 名 江刺開発振興株式会社

代表者名 代表取締役 小 沢 昌 記

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市種山高原野外交流施設等の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第26号

奥州市越路スキー場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

奥州市越路スキー場の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
奥州市越路スキー場
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市江刺岩谷堂字小名丸86番地1
団 体 名 江刺開発振興株式会社
代表者名 代表取締役 小 沢 昌 記
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市越路スキー場の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第27号

えさし藤原の郷等の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

えさし藤原の郷等の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

- (1) えさし藤原の郷
- (2) 江刺自然活用総合管理施設
- (3) えさし郷土文化館
- (4) えさし観光交流館

2 指定管理者となる団体の名称

住 所 岩手県奥州市江刺岩谷堂字小名丸86番地 1

団 体 名 江刺開発振興株式会社

代表者名 代表取締役 小 沢 昌 記

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

えさし藤原の郷等の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第28号

奥州市温泉保養施設ひめかゆ等の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

奥州市温泉保養施設ひめかゆ等の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

- (1) 奥州市温泉保養施設ひめかゆ
- (2) フラワーガーデンひめかゆ
- (3) ひめかゆグルメハウス
- (4) 交流促進センターやけいし館
- (5) ひめかゆハーブの家
- (6) 奥州市農村ふれあいセンター

2 指定管理者となる団体の名称

住 所 岩手県奥州市胆沢若柳字天沢52番地7

団 体 名 株式会社ひめかゆ

代表者名 代表取締役 小沢 昌記

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市温泉保養施設ひめかゆ等の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第29号

奥州湖交流館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

奥州湖交流館の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
奥州湖交流館
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県盛岡市安倍館町14番6号
団 体 名 一般社団法人いわて流域ネットワーク
代表者名 代表理事 内田 尚宏
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州湖交流館の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第30号

奥州市伝統産業会館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

奥州市伝統産業会館の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
奥州市伝統産業会館
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市水沢羽田町字明正131番地
団 体 名 水沢鋳物工業協同組合
代表者名 理事長 及川 勝比古
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市伝統産業会館の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第31号

江刺産業技術交流センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

江刺産業技術交流センターの指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
江刺産業技術交流センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市江刺岩谷堂字松長根18番 2
団 体 名 職業訓練法人江刺職業訓練協会
代表者名 会長 高橋 輝男
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

江刺産業技術交流センターの指定管理者を指定しようとするものである。

議案第32号

水沢勤労者体育館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

水沢勤労者体育館の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
水沢勤労者体育館
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市水沢東中通り一丁目1番13号
団 体 名 特定非営利活動法人シチズンスポーツ奥州
代表者名 理事長 佐藤 訓文
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

水沢勤労者体育館の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第33号

衣川歴史ふれあい館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

衣川歴史ふれあい館の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
衣川歴史ふれあい館
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市水沢西町1番1号
団 体 名 一般社団法人奥州市観光物産協会
代表者名 会長 菊池 達哉
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

衣川歴史ふれあい館の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第34号

原子力発電所事故に起因する損害賠償請求事件の和解に関し議決を求める
ことについて

原子力発電所事故に起因する損害賠償請求事件に関し、次のとおり和解をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

1 和解の相手方

住所 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

氏名 東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明

2 和解の内容

(1) 相手方は、賠償金として13,420,000円を奥州市に支払う。

(2) 賠償金の支払いは、本和解成立後14日以内に一括で行う。

(3) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、奥州市が相手方に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

(4) 奥州市は、本和解に定める金額に係る遅延損害金を相手方に請求しないものとする。

(5) 本和解に関する手続費用は、奥州市及び相手方それぞれの負担とする。

3 事件の経緯

平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社原子力発電所事故に起因する放射性物質による影響対策に要した費用のうち、平成25年度及び平成26年度に実施したものに係る損害賠償請求に関し、相手方が当該請求に応じない費用について、原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申立てを行ったところ、同センターから和解案の提示があったことからこれを受諾し、和解するものである。

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

原子力発電所事故に起因する損害賠償請求事件に係る和解をしようとするものである。

議案第35号

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する目的

地域において避難を誘導する立場にある自主防災組織、民生委員、医療機関等に緊急告知ラジオの配付を行い、災害時等において市民等に対して避難情報等の緊急情報の伝達を迅速かつ確実に行うため。

2 取得する財産

- (1) 種別 緊急告知ラジオ
- (2) 数量 3,149台
- (3) 取得価格 30,858,999円

3 取得の方法

買入れ

4 取得の相手方

住所 岩手県奥州市水沢佐倉河字東広町1番地4
氏名 奥州エフエム放送株式会社
代表取締役 小野寺 宣文

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

自主防災組織、民生委員、医療機関等に配付する緊急告知ラジオを取得しようとするものである。

議案第36号

平成30年度奥州市一般会計補正予算（第9号）

平成30年度奥州市一般会計補正予算（第9号）を別冊のとおり定める。

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第37号

平成30年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成30年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第38号

平成30年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第4号）

平成30年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第39号

平成30年度奥州市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度奥州市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第40号

平成30年度奥州市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度奥州市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第41号

平成30年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第42号

平成30年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第1号）

平成30年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第43号

平成30年度奥州市水道事業会計補正予算（第2号）

平成30年度奥州市水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第44号

平成30年度奥州市病院事業会計補正予算（第2号）

平成30年度奥州市病院事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第45号

平成30年度奥州市国民宿舎等事業会計補正予算（第3号）

平成30年度奥州市国民宿舎等事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

平成30年11月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記